

21 1カ月あたりの支払い限度額 (1カ月とは、月の1日から月末まで)

【70歳未満の人】

区分		3回目まで	4回目以降(※2)
住民税課税世帯	上位所得者	基礎控除後の所得901万円超 $252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
	一般	基礎控除後の所得600万円超～901万円以下 $167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
住民税非課税世帯(※1)	一般	基礎控除後の所得210万円超～600万円以下 $80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
	一般	基礎控除後の所得210万円以下	44,400円
住民税非課税世帯(※1)		35,400円	24,600円

※1 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
 ※2 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】 ※平成30年8月より一部限度額が変更になっています。

区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	$252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) \times 1\%$ (※5)	
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	$167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) \times 1\%$ (※6)	
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	$80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) \times 1\%$ (※7)	
	一般(※2)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円(※7)
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(※4)		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。
 ※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
 ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
 ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。
 ※5 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は140,100円。
 ※6 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は93,000円。
 ※7 過去12カ月間に4回以上の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,000円。

◆問い合わせ 国保医療課

国保医療課からのお知らせ

高齢受給者証を送付

国民健康保険(国保)に入っている昭和18年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を送付しました。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、保険証とともに高齢受給者証を窓口提示してください。なお、自己負担割合は表1をご覧ください。

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で申請して、限度額適用認定証の交付を受けてください(70歳以上75歳未満の人で、「現役並みⅢ」および「一般」区分の人は高齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねますので申請不要です)。

1 高齢受給者の自己負担割合

現役並み所得者(※)	現役並み所得以外の人	
	昭和19年4月1日以前生まれ	昭和19年4月2日以降生まれ
3割	1割	2割

※現役並み所得者…同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。
 なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は1割または2割になります。

ジェネリック医薬品差額通知について

国保では、ジェネリック医薬品差額通知を、8月末から送付します。この通知は、医療機関や薬局から薬をもらっている人で、現在使用している新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の差額を、自己負担額の削減額が大きい人を対象に送付します。
 ジェネリック医薬品への切り替えは、医師に相談してご本人が納得されたうえで行ってください。ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではなく、また、調剤する薬局にない場合もあります。
 ※ジェネリック医薬品とは、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。新薬の特許が切れた後に、有効成分、分量、用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。ただし、先発医薬品と全く同じではなく、形や添加剤、色、味などは異なる場合があります。

全国瞬時警報システム

Jアラートテスト放送

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36カ所の防災行政無線から試験放送が流れます。緊急をお知らせする放送ではありませんので、お間違えのないようご注意ください。

日時 8月29日(水) 午前11時～
 内容 「(チャイム)これはJアラートのテストです(3回繰り返す)。こちらは八幡市です。(チャイム)」

●防災行政無線 テレフォンサービス

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合などは、次の番号に電話をかけると、放送内容を確認していただけます。

☎982-2484・982-2485

◆問い合わせ 防災安全課

Chazz in YAWATA

～お茶とジャズの出逢うまち 開催続報
 Tea for Jazz!! in YAWATA～

9月23日(日・祝)
 午前11時～午後6時(予定)

※入場無料、雨天決行。

●松花堂庭園・美術館会場、文化センター会場
 Randy Ingram (ピアノ)、Matt Brewer(ベース)、MAB KOTO(ヴォーカル)、中山さつき(ヴォーカル)、山添ゆか(ヴォーカル)、篠崎雅史(サクソフーン)他

「観光振興に関する協定書」を締結



7月10日(火)、地域の観光振興を図るため、市と京田辺市・井手町・宇治田原町は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)京都支部と「観光振興に関する協定書」を締結しました。今後、JAFのホームページや情報誌を通じて、ドライブコースや観光スポットを発信し、ドライブ旅行を促進する取組を連携して進めていきます。

◆問い合わせ 商工観光課

●松花堂庭園・美術館会場、文化センター会場
 Randy Ingram (ピアノ)、Matt Brewer(ベース)、MAB KOTO(ヴォーカル)、中山さつき(ヴォーカル)、山添ゆか(ヴォーカル)、篠崎雅史(サクソフーン)他

協定を締結した2市2町とJAF京都支部(右から西谷町長、宇治田原町長、石井市長、京田辺市長、森川支部長、JAF、堀口市長、八幡市長、汐見町長、井手町長)